

就労（予定）証明書

H29 様式（H28.11 月改定）

滝沢市福祉事務所長 様

平成 年 月 日

保護者記入欄	
児童名(カナ)	
生年月日	平成 年 月 日生
保育施設名	申請中・在園中
児童名(カナ)	
生年月日	平成 年 月 日生
保育施設名	申請中・在園中
児童名(カナ)	
生年月日	平成 年 月 日生
保育施設名	申請中・在園中
児童との関係	父・母・祖父母・その他()
※申請中の場合は、第1希望園名を記入してください。	

所在地	
事業所名	
代表者名	Ⓜ (社印又は事務所印)
電話番号	
取扱者名	

下記の者について、以下のとおり 就労・ 就労内定 していることを証明します。(□欄をチェックしてください。)

勤務（予定）者名 (生年月日)	氏名 (昭・平 . .)	住所	滝沢市
勤務先住所および名称	※勤務地が上記事業所と異なる場合にご記入ください(派遣先、支店等)		
勤務形態	正社員・パート・アルバイト・派遣・契約・在宅勤務・内職・その他()		
採用（予定）年月日	昭和 年 月 日 平成 年 月 日	※注1 雇用契約期間 および更新予定	平成 年 月 日まで ※更新予定 有・無・未定
勤務日数	月・週に 日	休日	毎週 曜日・祝日・不定期(月 日)
※注2 勤務時間	時 分～ 時 分	1日 時間	※注2 変則勤務 有・無
仕事の内容		(うち休憩 分)	社会保険 有・無
※注3 給与	月給・日給・時間給(単価)	円	日締め 当月 翌月 日支給
※注4 最近3か月の 支払額・就労日数	該当月	月分	月分
	支払額	円	円
	就労日数(実績・予定)	日	日
産前産後休暇期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日		
※注5 育児(病気・介護)休業期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日		
復職予定日	平成 年 月 日(延長予定 → あり・なし)		
育児時間取得期間 および勤務時間	平成 年 月 日～平成 年 月 日		
	時 分～ 時 分		

※雇用主の方へ

この証明書は、保育施設入園（継続）事務のために使用するものです。裏面を参考のうえ、ご記入ください。

- ★添付書類・・・ご本人加入の社会保険（ただし国民健康保険以外）の場合は保険証の写し、それ以外の方は直近の給与明細書の写し。※本人、又は親族経営の場合で当証明書を提出する方は、上記書類の他に源泉徴収票の写しを添付してください。
新規採用の場合は、採用決定通知書又は雇用契約書（任意様式）等の写しを添付してください。
内職の方は受注請書および直近の給与明細書の写し、新規の場合は雇用契約書（任意様式）等の写しを添付してください。
- ★入園要件・・・保育施設の入園は1日4時間以上かつ月12日以上就労が最低要件となります。要件に満たない場合は、求職活動中の取り扱いとなります。

※ご記入いただくにあたっての注意点

●太枠内は、必ず雇用主又は事業主が記入してください。訂正があった場合は、お手数ですが**社印又は事務所印**で訂正印（スタンプ印不可）を押印してください。

●記入もれ部分や内容について疑義があった場合は、貴事業所取扱者の方に照会させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

注1 雇用契約期間が決まっている場合、**契約期間の更新毎**に、就労証明書を作成し提出していただきます。ご了承ください。

注2 「勤務時間」欄には、**休憩時間を含む労働契約上の正規の時間**をご記入ください。
なお、育児時間を取得する場合の勤務時間は、「勤務時間」欄に軽減前の時間を、「育児時間取得期間および勤務時間」欄に軽減後の時間をご記入ください。
変則勤務（交代制・夜勤・フレックスタイム等）がある方は、主たる時間帯を記入し、詳細については別紙（様式不問）に記載しご提出ください。

注3 「給与」欄には、**交通費を除いた税込みの金額（基本給）**をご記入ください。
日給、時間給又は出来高払いの方は、その単価をご記入ください。

注4 「最近3か月の支払額・就労日数」欄には、**交通費を除いた給与月額（残業代等を含む、税、社会保険料等の控除前の支給額）**をご記入ください（**賞与等一時金を除く**）。ただし、育児休業取得中の方で給与が発生していない場合は、0円とご記入ください。

注5 「育児休業期間」欄には、「**育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律**」および「**労働基準法**」又はこれらに基づく労働協約、就業規則および労働契約により定められた期間をご記入ください。パートタイムおよび派遣労働者については、これらの基準の適用から除外される場合（日々雇用される者、その養育する子が1歳に達する日を超えて引き続き雇用されることが見込まれない者等）がありますので、ご注意ください。

※なお、勤務先の会社等で定めた労働協約、就業規則又は労働契約の写しを請求させていただく場合があります。